

# 旧優生保護法に関する 要請書

平成30年6月

北 海 道

# 旧優生保護法に関する要請書

昭和23年に制定された旧優生保護法のもと、全国で1万6千人余り、本道では2千5百人余りの方々に、本人の同意のない中で優生手術が行われており、こうした措置は現在の権利擁護の考え方や価値観とは相入れないものです。

先般、道内でも国家賠償請求訴訟が提起されたところであり、早期救済を求める声が高まっているところです。

道では、これまでに旧優生保護法に関する相談センターを開設し、手術を受けられた方やご家族に対し、関係文書の情報開示請求や様々なご相談に対応していますが、個人の氏名が判明した方は手術を受けた方の約半数にとどまっており、高齢や障がいなどにより自ら声を上げることができない方がいることも考慮し、実態の把握や検証はもとより、早急に国による公平な救済措置が講じられ、速やかに救済が開始される必要があります。

つきましては、国において、以下の対策を早急に検討していただきますようお願いいたします。

## 《要請内容》

- 優生手術を受けられた方に対し、早期に救済措置を講じ、速やかに救済を開始すること。
- 優生保護審査会や手術関係資料の不存在により氏名が判明しない方に対しても、公平に救済できる仕組みとすること。
- 救済が円滑に行われるために、国や自治体による氏名判明者の所在確認等が可能となるよう、必要な法整備を行うこと。
- 優生保護政策の実態把握とともに検証を行うこと。